

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	後期高齢者医療関連事務評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本事務の遂行のため利用するシステムにおいて特定個人情報ファイルを保持、また、番号法第十九条に定められた情報照会者に提供するにあたり、システム操作者の限定・第三者による不正利用防止等の対策、媒体等による特定個人情報ファイルの携帯を禁止する等、厳格に特定個人情報ファイルを保護し、情報漏えいを防止する対策を徹底することを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

浜中町長

公表日

平成27年1月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	後期高齢者医療	
②事務の概要	後期高齢者広域連合とのデータ授受による資格・賦課の管理等を行い、記載の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。	
③システムの名称	後期高齢者システム	
2. 特定個人情報ファイル名		
後期高齢者個人情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	59	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	82,1,46,83	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	町民課	
②所属長	町民課長 渡部 直人	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	浜中町(総務課情報管理係) 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 0153-62-2111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	浜中町(総務課情報管理係) 厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1 0153-62-2111	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

変更箇所

[illegible]